

平成27年度税制改正大綱

昨年12月30日に、平成27年度与党税制改正大綱が公表されました。衆議院選挙が12月に実施されたため、例年に比べてその取りまとめ・公表が遅れたものの、大綱で明らかにされた主要な改正項目は、秋口あたりから議論されていた内容に概ね沿ったものとなっています。以下、法人に関連する主要な改正項目を中心に説明します。

法人実効税率の引下げ

- ▶ 法人税の税率が23.9%（現行:25.5%）に引き下げられます（平成27年4月1日以後開始事業年度から適用されます）。
- ▶ 国・地方を通じた現行の標準的な法人実効税率34.62%（東京都ベース:35.64%）は、32.11%（東京都ベース:33.10%）に引き下げられます。この引下げは、法人事業税所得割の税率引下げ（7.2%から6.0%へ）も加味しています。
- ▶ 平成28年度改正においては31.33%への更なる引下げが行われ、数年で20%台まで引き下げることを目指しています。

欠損金繰越控除制度の改正

- ▶ 大法人の繰越欠損金の当期所得に対する控除上限（現行:当期所得の80%まで）が、平成27・28年度は65%に、平成29年度以降は50%に引き下げられます。繰越期間（現行:9年間）は、29年度以降に生じる欠損金について10年になります。
- ▶ 中小法人等には原則として上記の改正は適用されません。
- ▶ 再建中の法人や新設法人については、7年間は所得の全額を控除可能とする特例が導入されます。



受取配当金益金不算入制度の改正

- ▶ 株式の保有比率区分ごとの益金不算入額が以下のように改正されます。5%以下保有の株式については、益金不算入割合が50%(現行)から20%に大幅に引き下げられます。

保有比率	益金不算入額
100%	受取配当金額の全額
1/3超100%未満	受取配当金額の全額(負債利子控除あり)
5%超1/3以下	受取配当金額の50%(負債利子控除なし)
5%以下	受取配当金額の20%(負債利子控除なし)

- ▶ 保険会社については、特例として、「保有比率5%以下」の株式の配当金額について40%が益金不算入とされます。
- ▶ 株式投資信託の分配金は、全額益金算入となります(ETFの分配金は80%益金算入)。

外形標準課税の拡大(法人事業税)

- ▶ 法人事業税の税率が改正されます。所得割と外形標準課税(付加価値割・資本割)の割合(現行:3:1)が段階的に見直されます(27年度は5:3、28年度は1:1)。
- ▶ 所得拡大促進税制における給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除する制度が創設されます。
- ▶ 一定規模以下の法人において、外形標準課税の拡大により負担増となる場合、2年間に限り、負担変動の軽減措置が講じられます。

研究開発税制の見直し

- ▶ いわゆる「総額型」の法人税額に対する税額控除限度額(30%:平成26年度末まで)が25%に引き下げられます。一方、特別試験研究費(一定の共同・委託研究費等)に係る税額控除率は引き上げられ、法人税額に対する税額控除限度額が別枠(5%)で手当てされます。
- ▶ 税額控除限度超過額の繰越が認められなくなります。

消費税

- ▶ 消費税の再引上げ(8%から10%へ)は、平成29年4月1日まで延期されました。税率10%時には、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、軽減税率が導入されます。

- ▶ 海外事業者から日本居住者・日本法人への電気通信役務の提供(電子書籍や音楽・広告の配信等)などの国境を越えた役務の提供について、消費税が課されるようになります(平成27年10月1日から)。いわゆるBtoC取引(消費者向け取引)については、国外事業者申告納税方式により課税が行われます。BtoB取引(事業者向け取引)については、原則としてリバースチャージ方式により、サービスの提供を受ける国内事業者が申告納税することになります。

国際課税

- ▶ タックスヘイブン対策税制における低税率国の判定基準である実効税率(いわゆるトリガー税率)が「20%以下」から「20%未満」に変更されます。特定外国子会社等の平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
- ▶ 外国子会社配当益金不算入制度において、子会社所在地の法令上損金算入の対象となる配当は、益金不算入の対象から除外されます。

所得税・資産税

- ▶ 株式等のキャピタルゲインが非課税とされる国に移住することによる譲渡所得課税等の回避を防止するために、本人の出国時に未実現のキャピタルゲインに課税する「出国時課税制度」が導入されます(平成27年7月1日以後に国外転出をする場合について適用されます)。
- ▶ 世代間の資産移転を一層促すために、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度が創設されます。また、住宅取得等資金の非課税贈与制度が適用期限を延長した上で拡充されます。

その他

- ▶ 地方創生を実現するため、東京からの移転や地方企業の拡充等による企業の地方拠点の強化に対して、オフィス投資減税や雇用促進税制の特例が創設されます。
- ▶ エコカー減税、軽自動車税について、見直しが行われます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関する
ご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ
ください。

EY税理士法人
コーポレートコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150106

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp